



吉田 純子 文化庁文化財部 伝統文化課

0. はじめに

文化庁文化財部伝統文化課の吉田と申します。祭礼行事、あるいは歌や踊りといった、人の行動伝承である無形文化遺産の復興について御報告申し上げます。

文化庁文化財部が無形文化遺産に関し、東日本大震災後、直ちにまた直接行ったのは、文化財保護法を根拠に位置づけられた重要無形文化財や重要無形民俗文化財、選定保存技術等に関する被災状況の確認、情報収集でございました。有形のほうでは被災状況の確認に加えて必要な修理などを行う文化財レスキュー事業が震災直後から始まりましたが、無形文化遺産に関しましては、すぐに具体的な支援活動の展開はありませんでした。もっと何かすべきだったのではという思いは私の中にいまだ拭い去ることができずにあります。そのような反省も込めまして、今までの3年間を振り返り、今後のことを、特に福島県の事例を中心に考えてまいりたいと思っております。

1. 岩手・宮城・福島民俗文化財被災状況調査の概要

文化庁では、指定等文化財について個々に被災状況の確認や情報収集を行い、要望に応じて民俗芸能などに用いる用具や衣装等を修理、新調する事業に対し既存の国庫補助メニューで対応するとともに、無形文化遺産の被災状況の全貌を把握しようとして「文化遺産を活かした地域活性化事業」補助で、平成23年度から岩手県、宮城県、福島県ごとに民俗文化財の被災状況調査を実施していただきました。

無形文化遺産は、人々が生活の中で伝えてきた祭礼行事や踊りであり、国や県、市町村によって指定されているものに関しては、その所在がつかめておりますけれども、未指定も含めてということになりますと、どこに何が伝承されているかという確かな情報はございません。その上、被災状況の把握ということになりますと大変困難なことであ

りまして、そういう中で県を単位に3つの調査事業が展開できたことは、非常に意味のあることでありました。

これらの調査はいずれも、無形文化遺産の被災状況と復興過程の現状を明らかにする、そして、どのような支援が必要なのかを考える基礎資料となることを目的にした調査です。

岩手県では無形の民俗文化財を2年間で約140件ほど調査をし、宮城県は個々の伝承というより伝承されている地域全体に注目し、各地域の状況を2年間調査し、それぞれ年度ごとに報告書にまとめられました。福島は3年間で計147団体を調査し3年目に報告書を刊行されました。

福島の調査は民俗芸能学会が福島調査団を組織して調査を行いました。平成23年9月に調査団が発足し、翌年1月から調査を開始しました。初年度は実質3カ月ほどの調査期間しかなかったわけですが、被害の多かった浜通り地方13市町村を中心に民俗芸能等の保存団体72について調査を行いました。そして、次年度は浜通り地方に中通り地方を加えて59団体、最終年度は同様の地域で16団体の調査をされ、被災と避難の状況、写真や動画等の記録の遺存状況、そして支援の必要性とその内容等についてまとめられました。

民俗芸能学会福島調査団からは、調査結果を踏まえ、無形文化遺産の復興ために必要な4つの支援について提案をいただいております。ひとつは無形文化遺産を伝承し公開するのに必要な用具や衣装類の修理・新調に対する支援。次に修理・新調した用具や衣装類の保管場所の確保。そして稽古などを行う活動拠点の創出。福島の場合は皆さんいろいろな場所に避難されておられますので、たとえば踊りの稽古をしようとする、集まれる場所を確保しなければなりません。最後は、稽古などのために集まるのに必要な交通費に対する支援です。

そのうち用具や衣装類の修理・新調については、文化庁の既存の補助事業での対応が可能です。また、福島県教育委員会が「地域のきずなを結ぶ民俗芸能支援事業」を実施しており、そこで道具類の修理・新調とともに稽古の交通

費を補助対象に加え対応されました。しかしながら保管場所や活動拠点の確保は今の時点では文化庁の補助対象とすることは難しいという状況になっております。

福島調査団は調査をする中で地域の人たちの支援を求める声を聞き、支援をする側と支援をされる側を結ぶという活動も平成24年度から開始しております。例えば、文化庁の支援を受けるということにしましても、被災された方々が申請書類を書くということはとても大変なことで、なかなかできることはありませんので、かわって福島調査団が要望を取りまとめて文化庁に提出し、国庫補助事業として実施されています。

2. 福島調査からみえる今後の課題

福島の調査にはたいへんな困難が伴いました。

福島の方は県内、県外、さまざまなところに避難されています。しかし調査開始当初、どこに誰がいるのかという情報が一切なかったと聞いています。最初に、この調査は被災地の復興のために必要な事業で、国から補助を受けていると説明しながら各市町村の文化財担当課を回られたのですが、それでも個人情報の保護という観点から、市町村からは避難先の情報は開示されませんでした。結果的には福島調査団員の個人的なネットワーク、つながりの中で、福島県神社庁の協力も得て情報収集をしたということです。また同様の理由から、無形民俗文化財の伝承者間でも、相互の連絡がままならなかったということが報告されております。

調査団はこういう状況にもかかわらず成果をあげてくださいました。報告書では被災状況や復興に必要な支援希望の報告に加えて、地域の人々が伝承してきた無形文化遺産が、地域の人々の心の支えとなり、地域の復興に大きな役割を果たしていると述べられています。このような調査内容を精査しますと、これからやらなければならないことが見えてくるように思われます。

まず無形文化遺産、これは指定、未指定にかかわらず、また、そもそも文化財という概念にこだわらずに、地域の人々が伝承し公開しておられるすべての伝承と考えるべきかと思いますが、その全件の把握を平時からしておかなければならないということです。人が生活の中で伝えているものですので、そもそも完全な把握ということは無理があるかと思いますが、それでも、できるだけ実態に近く押さえていくという努力はこれから必要だと思っています。

福島県内の無形文化遺産の伝承は、おおよそ800あるとき

れています。これはかつて国庫補助事業で県が行った祭り行事調査や民俗芸能緊急調査といった報告書の中で出てきた数字ですが、その中には実はもう江戸時代あたりから中断して廃絶してしまっているものも含まれているという指摘もあり、逆に、これ以上、はるかに多くの伝承があるとの意見もあります。これは福島だけに限ることなく、全都道府県で言えることだと思います。平時より、どこに何があるのかということとを少しでも捉えていく努力というのは、これからしていかなければいけないことだと思っております。

福島の調査に戻りますと、その被災状況は、津波被害が60カ所、放射能汚染による被害が200カ所と報告されておりますが、今回、実際に聞き取りの調査ができたのは147団体にとどまっております。今後は147団体以外の情報を押さえていくことが必要ですし、147団体についても今後の動向も引き続き追っていく必要があるだろうと思っております。

また、この調査は祭礼行事あるいは芸能といった分野の情報がほとんどです。物をつくるという物づくりのわざに関する情報は欠落しておりますので、調査対象の拡大も考えていかなければならない問題だと思います。

また調査では、初年度が72団体、次年度が59団体、そして3年目に16団体というように、年々対象数が減っております。これは、避難先の情報が把握できない中で、調査団員が個人的なネットワークの中で行う調査の限界がここにあったのだろうと思っております。そうであれば、これからもっと組織的に、いろいろな関係団体が協力する中での調査事業の展開が求められてくると強く感じております。

さらに調査団では写真や動画等の記録の遺存状況も調査されております。こういった残った資料類をこれからどのように保存し、活用していくのか。デジタル化、そしてアーカイブ化構想を持っておられるようですが、そういったことに関してもいろいろな組織、団体が協力していかないと、なかなか直ちには難しいという状況があるかと思っております。

先ほど申しましたように、調査団は支援者と被支援者とをつなぐ仕事もされています。これには2つ理由があると思っておりますが、1つは、支援等の情報が保存会まで伝わっていないということ。もう1つは、保存会内部の問題で、保存会内部での意思疎通、意思の取りまとめが困難な状況になっているということ。つまり皆さんは分散して避難されていますので、なかなか意思疎通が難しい状況にあるためです。

そのような保存会の方々には、補助を受けて用具や衣装の修理や新調をしたとしても、いつまで自分たちの伝承を続けていけるか、わからないという思いもあります。その

ために公的な、あるいは民間の支援を受けることに大変引け目を持っておられる面もある。このような保存会内部のさまざまな悩みに対して、福島調査団が相談に乗ってアドバイスをし、前へ進めるようにフォローをしているということですが、こういったことは今後もしていかなければならないことで、調査団だけにお願いしていくというのはやはり限界があるだろうと思っております。

伝統文化課では、行政あるいは支援をする側と伝承者・伝承団体をつなぐ、直接連絡をとり合え、双方向に意思疎通が可能な仕組みが必要なのではないかと考えており、福島県や福島調査団と協力して、そのような仕組み作りを進めようとしております。

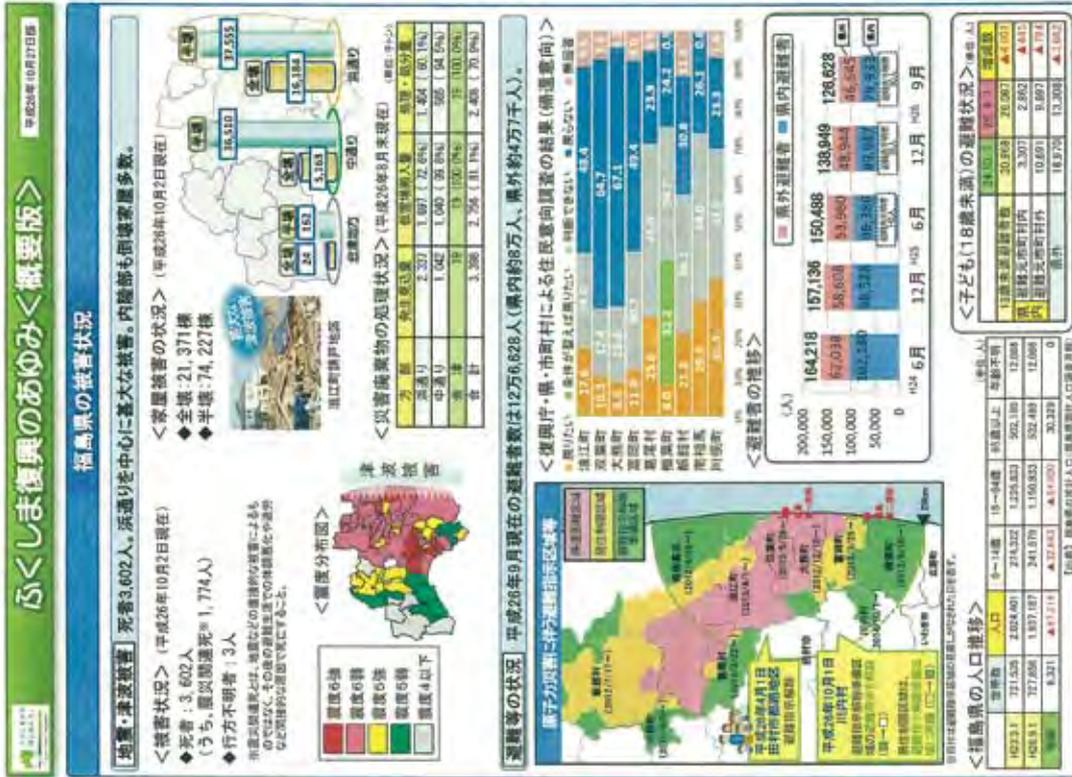
東京文化財研究所無形文化遺産部もさまざまな取り組みをされて成果をおさめておられます。そういう知見、経験を教示いただきながら、そのような保存会同士をつなぐネットワーク、あるいは中間支援団体的な組織といったものの設立に対して、文化庁としては全面的にバックアップするとともに、さまざまな団体との調整などをしていきたいと考えています。

3. 今後に向けて

被災地では地域コミュニティが崩れたため、その地域の無形文化遺産の伝承が難しくなりました。実はこういう状況は被災地にとどまりません。例えば、ダム建設によって全戸移転を余儀なくされた集落や少子高齢化などの理由から緩やかな速度でコミュニティが崩れ、そこでの伝承が失われていくという状況は全国各地に見られます。被災地で行われている地域コミュニティをもう一度結び直すというようなさまざまな取り組みに関する情報、経験、知識は、震災復興のためだけではなく、全国のそういう事例を救う重要なヒントにもなると思います。そのためにも被災状況や復興の経緯などについて広く知っていただく機会を設けていくことが必要と考えています。

被災地で祭りや踊りが復活したとの新聞記事などを多く見ますが、その復活とは民俗芸能大会などのイベント的な場での公開が多いです。このような公開は厳密には無形文化遺産そのものの復興、再生ではなく、無形文化遺産を活用した地域の再生の歩みと言うべきだろうと思います。避難先での生活が安定し、さらに世代が変わっていけば、それまでの地域社会のつながりを保つために機能していた無形文化遺産の役割はもしかしたら終わるかもしれないと思います。それはそ

れでいいと思いますが、そういう過程、動態を丹念に追って記録をとっておくことが被災地に限らず全国的に、地域再生の検討のために有効だと思います。そのような時に、地域コミュニティの目線、視点での記録の作成や、文化財という面からの評価だけでなく、地域をまとめる力を持つという意味での無形文化遺産あるいは地域文化という概念を広く皆さんに知っていただくような工夫、自分たちで気づいていただく工夫も必要と考えています。



2018/12/04 東京文化財研究所シンポジウム「これからの文化財防災～災害への備え～」
セッション2 モノを引き継ぐ～復興の道しるべ～

無形文化遺産の復興
文化庁文化財部伝統文化課調査部門 吉田純子

1. 無形文化遺産の復興に関する文化庁の支援等

- ・指定無形文化財の被災状況の調査・情報収集、国庫補助事業での用具・衣装等の修理・新調
- ・文化遺産を活用した地域活性化事業での支援

被災3県の民俗文化財調査状況調査

- 岩手県 平成23～24年度実施(事業者)
- 『無形文化財民俗文化財調査報告書 岩手県一』
- 『無形文化財民俗文化財調査報告書 岩手県二』

宮城県 平成23～24年度実施

- 『無形文化財民俗文化財調査報告書 2011年度報告書集』
- 『無形文化財民俗文化財調査報告書 2012年度報告書集』

福島県 平成23～25年度実施

- 『福島県家の無形民俗文化財調査報告書2011～2013』
- 用具・衣装の修理・新調事業等

2. 民俗芸能等無形文化遺産の3年間からみる福島の現状と課題

- ・調査概要
- 調査対象 民俗芸能会 福島県調査
- H23年度 浜通り地方 72団体
- H24年度 浜通り地方・中通り地方 59団体
- H25年度 浜通り地方・中通り地方 16団体

調査内容 被災と避難状況の記録の保存状況の調査とその内容等

- ・支援事業
- H24年度 13団体に補助金を配分
- H25年度 40団体に補助金を配分

(参考：福島県による支援事業等)

- ・地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業(福島県民俗芸能委員会文化財課)
- ・被災地域等に指定され、存続の危機に面している民俗芸能保存団体に對して、用具の新調・修理費、交通費を補助
- ・「ふるさとのお祭り」の開催(福島県・ふるさとお祭り実行委員会)

3. 福島県の無形文化遺産ネットワーク(仮称)構想への取組

4. その他

- ・「無形文化遺産」あるいは「地域文化」という概念を位置づけることの重要性
- ・無形文化遺産復興の取組の知見を公開
- ・無形文化遺産の復興とは何か